

# 岐阜県新型コロナウイルス対策行動計画 改定案

— 概要版 —

平成24年1月

1

## 構成の変更

素案	現 行
	総論
はじめに	背景
流行規模及び被害の想定	流行規模及び被害の想定
対策の基本方針	対策の基本方針
目的	目的
基本的考え方	基本的考え方
対策推進のための役割分担	対策推進のための役割分担
	行動計画の各段階の概要
行動計画の主要7項目	行動計画の主要6項目
① 実施体制	① 実施体制と情報収集
② サーベイランス・情報収集	② サーベイランス
③ 情報提供・共有	③ 情報提供・共有
④ 予防・まん延防止	④ 予防・まん延防止
⑤ 医療	⑤ 医療
⑥ ワクチン	⑥ 社会・経済機能の維持
⑦ 社会・経済機能の維持	
第4 各段階における対策	各論
0 未発生期	前段階 未発生期
1 県内未発生期	第一段階 海外発生期
2 県内発生早期	第二段階 国内発生早期
3 県内感染期	第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期
4 小康期	第四段階 小康期
別添:鳥インフルエンザ対策 参考:用語解説	参考:用語解説

### 【構成上の主な変更点】

・総論と各論の区分の廃止

・行動計画の主要項目を6項目から7項目に整理(ワクチンを追加)

・発生期の段階を「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」に区分

・鳥インフルエンザに関する記述は別添として整理

2

## はじめに

- 20世紀の大流行では、医療提供機能の低下、社会機能や経済活動の混乱が記録されている。
  - 1918年(大正7年) スペインインフルエンザ
  - 1957年(昭和32年) アジアインフルエンザ
  - 1968年(昭和43年) 香港インフルエンザ
- 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が変異し、病原性の強い新型インフルエンザの発生を懸念
- 県行動計画は、国行動計画の策定、改定にあわせて、平成17年12月に策定、平成21年2月に改定

### 今回追加

- 先般の新型インフルエンザ(H1N1)の大流行時での対策で得られた知見、教訓等を踏まえ、平成23年9月に国行動計画を改定
- 県行動計画も、国行動計画の改定と県独自の検証結果を踏まえ改定
- 行動計画は各主体が、対策の基本方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくためのもの
- さらに専門的、具体的な手順等は、それぞれの分野の関係者と綿密に協議の上、定める。

3

## 流行規模及び被害の想定

項目		県内	全国
患者(人口の25%)		約52万人	約3,200万人
中等度 (致死率0.53%)※1	入院患者 (一日当たり最大)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約2,800人	約17万人
重度 (致死率2.0%)※2	入院患者 (一日当たり最大)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (39.9万人)
	死亡者数	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度	

※1 アジアインフルエンザ並み ※2 スペインインフルエンザ並み

### 今回追加

- 流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭に置く。

4

## 目 的

### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

#### 今回追加

- ・流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

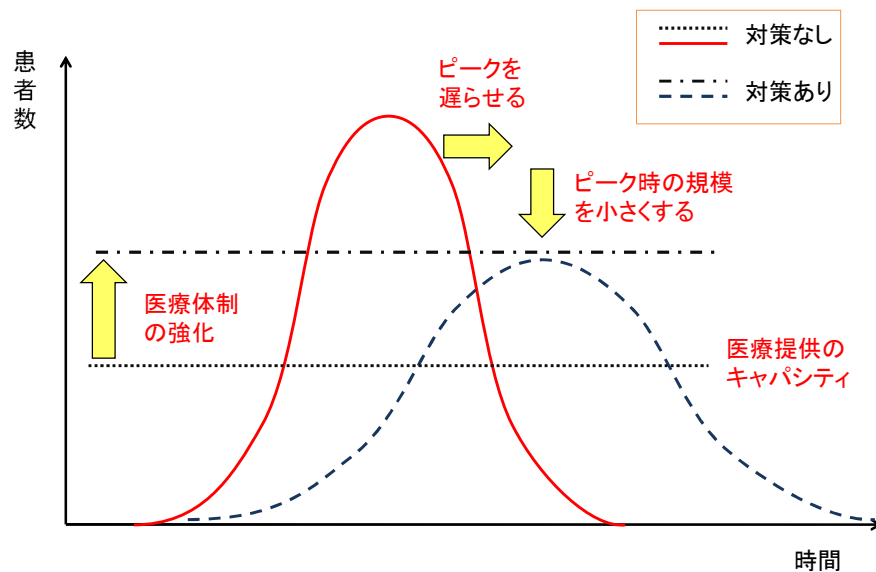
### 2 社会・経済を破綻に至らせない。

#### 今回追加

- ・地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の実施等により、県民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

5

## 公衆衛生対策のイメージ図



6

## 基本的考え方

### ○ 新型インフルエンザ発生前から流行が収まるまで、一連の流れをもった戦略を確立

発生前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際対策の実施体制の構築</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄</li> <li>・地域における医療体制の整備</li> <li>・ワクチン接種体制の整備</li> <li>・県民への啓発</li> <li>・県、市町村、企業による事業継続計画等の策定</li> </ul>
発生当初	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際対策</li> <li>・患者の入院勧告、抗インフルエンザウイルス薬等の治療</li> <li>・感染のおそれのある者の外出自粛</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> <li>・医療従事者、社会機能の維持に関わる者にプレパンデミックワクチンを接種</li> </ul>
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、事業者等は、医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力</li> </ul>

7

## 発生段階

### 見直し

○国内発生以降の流行の発生段階は、都道府県単位で国と協議の上判断(基準は国が示す)

流行状態	改定 県行動計画案	改定 国行動計画	旧国行動計画 現行県行動計画
新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザが発生した状態		海外発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期	国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザの患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期		感染拡大期
岐阜県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期	まん延期 回復期
新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期	小康期

※下線部見直し

8

### 対策推進のための役割分担(行政機関)

行政機関	役割の概要
<b>国</b> <small>今回追加</small>	<b>【発生前】</b> ・「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を開催 ・各省庁において所管行政分野の発生時の対応を具体的に定めておく <b>【発生時】</b> ・「新型インフルエンザ対策本部」を設置。基本方針等を策定 ・各省庁においてもそれぞれ対策を強力に推進 ・地方公共団体と緊密に連携
<b>県</b> <small>大幅見直し</small>	・地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に主体的に取り組む ・市町村における対策実施を支援、調整 <b>【発生前】</b> ・「岐阜県新型インフルエンザ対策推進会議」の開催等全庁的な取組を推進 ・各部署において、所管事務の発生時の対応を具体的に定めておく <b>【発生時】</b> ・「岐阜県新型インフルエンザ対策本部」を設置 ・国の対策本部が示す基本方針等を踏まえ、対策を強力に推進。
<b>市町村</b> <small>大幅見直し</small>	・ワクチン接種、住民の生活支援、社会的弱者への支援に主体的に取り組む ・県、近隣市町村と緊密に連携する。
<b>(岐阜市)</b> <small>今回追加</small>	・市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、方針等を検討する段階から県と緊密に連携を図り、県の対策と一体となり取り組む。

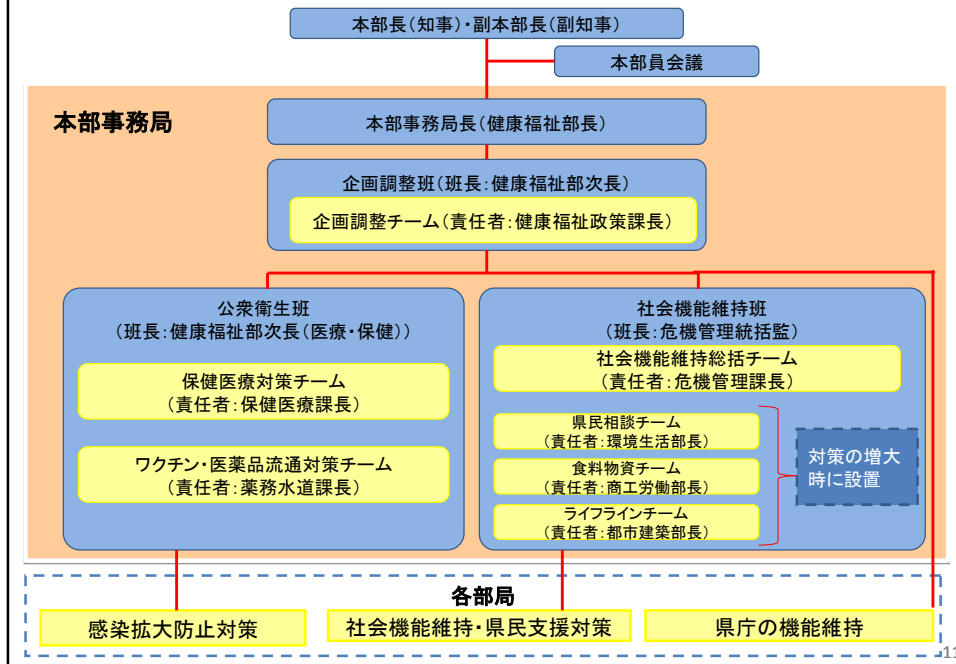
### 対策推進のための役割分担(関係機関・個人)

関係機関等	役割の概要
<b>医療機関</b> <small>今回追加</small>	・ <u>地域医療確保のため、院内感染対策、診療継続計画を策定する。</u> ・発生時には、 <u>診療継続計画に基づき、医療の提供に努める。</u>
<b>社会機能の維持に関わる事業者</b> <small>一部追加</small>	・医療関係者、公共サービス事業者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生前には事業継続計画を策定するなどの準備を行い、発生時には、その活動を継続するよう努める。
<b>一般の事業者</b> <small>一部追加</small>	・ <u>職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行う。</u> ・発生時における事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛を行う。
<b>個人</b> <small>一部追加</small>	・ <u>通常のインフルエンザにおいても感染予防に努める。</u> ・発生時に備えて、食料品、生活必需品等を備蓄することが望ましい。 ・正しい情報を得て、個人レベルの対策を実施する。

※下線部追加

大幅見直し

新型インフルエンザ対策に係る県庁内組織体制(海外発生期以降)



11

大幅見直し

新型インフルエンザ対策本部事務局の各班・チームの体制と業務

班・チーム(責任者)	構成課(○:責任課)	担当する業務の概要
<b>企画調整班(健康福祉部次長)</b>		
企画調整チーム	○健康福祉政策課 健康福祉部各課 広報課 危機管理課	・本部員会議及び幹事会の運営 ・全庁的な情報の集約 ・広報 ・マスコミ及び議会対応 ・本部事務局内の人員調整、予算要求 ・その他公衆衛生対策班、社会機能維持班が所管しない業務
<b>公衆衛生班(健康福祉部次長(医療・保健))</b>		
保健医療対策チーム	○保健医療課 医療整備課 健康福祉部各課	・水際対策、疫学調査 ・県内外の流行状況の把握 ・健康相談(コールセンター) ・福祉施設、学校等の感染拡大防止対策(自粛要請など) ・帰国者・接触者外来等診療体制の整備 ・院内感染対策 ・入院医療、重症化医療
ワクチン・医薬品流通対策チーム	○薬務水道課 保健医療課	・抗インフルエンザ薬、ワクチン、簡易検査キットの需給調整及び流通の確保 ・ワクチン接種受託医療機関、接種スケジュール等接種体制の整備
<b>社会機能維持班(危機管理統括監)</b>		
社会機能維持総括チーム	○危機管理課 危機管理部門各課	・社会機能維持(県民・事業者の支援策を含む)に関する各部の情報集約 ・社会機能維持に関する各部署間の調整、全体方針の提示 ・その他各チーム、各部に属さない社会機能維持関連事務

12

見直し  
(設置時期を記載)

### 緊急対策チームの体制と業務

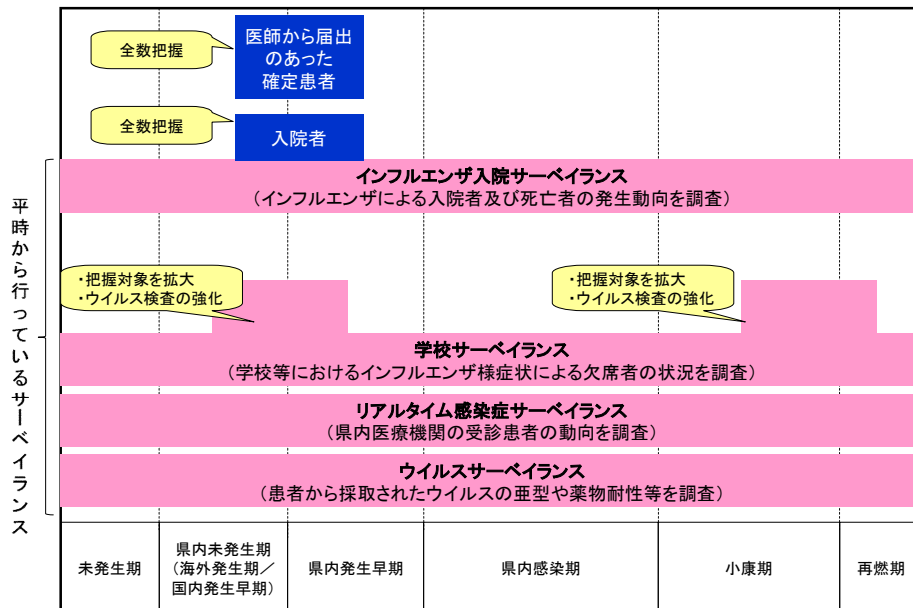
※ 物資の不足、ライフラインの停止、公共交通機関閉鎖等の社会機能維持対策の必要性が著しく増大した場合に設置

チーム(責任者)	構成課(○:責任課)	担当する業務の概要
県民相談チーム (環境生活部長)	○環境生活政策課 環境生活部各課 危機管理課 中小企業課 農業経営課	・健康、医療関係以外のコールセンターの設置、運営
食料物資チーム (商工労働部長)	○商工政策課 商工労働部各課 農政部各課 環境生活政策課	・食料、生活物資の確保対策 ・流通、物価安定対策
ライフラインチーム (都市建築部長)	○都市政策課 業務水道課 下水道課 水道企業課 農地整備課 公共交通課 都市建築部各課	・ライフライン機能(電気、ガス、上下水道、通信等)及び公共交通機関の維持に係る情報収集・分析等

13

一部見直し

### サーベイランス



14

## 情報提供・共有

- 県民に発信するメッセージとして、次のことを重視する。
  - ・新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者に原則として責任はないこと)
  - ・個人レベルの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。
- 情報提供の際には、外国人や障がい者にも配慮する。
- リアルタイム感染症サーベイランスシステムによる情報発信を行う。
- 発生時にはコールセンターを設置、市町村には相談窓口の設置を依頼。
- 市町村、医療機関等とは、インターネットを活用した迅速な情報共有、会議の開催などによりコミュニケーションの充実を図る。
- コールセンターに寄せられた問い合わせ、市町村等からの情報を踏まえ、県民や現場で必要な情報を把握、情報発信に反映

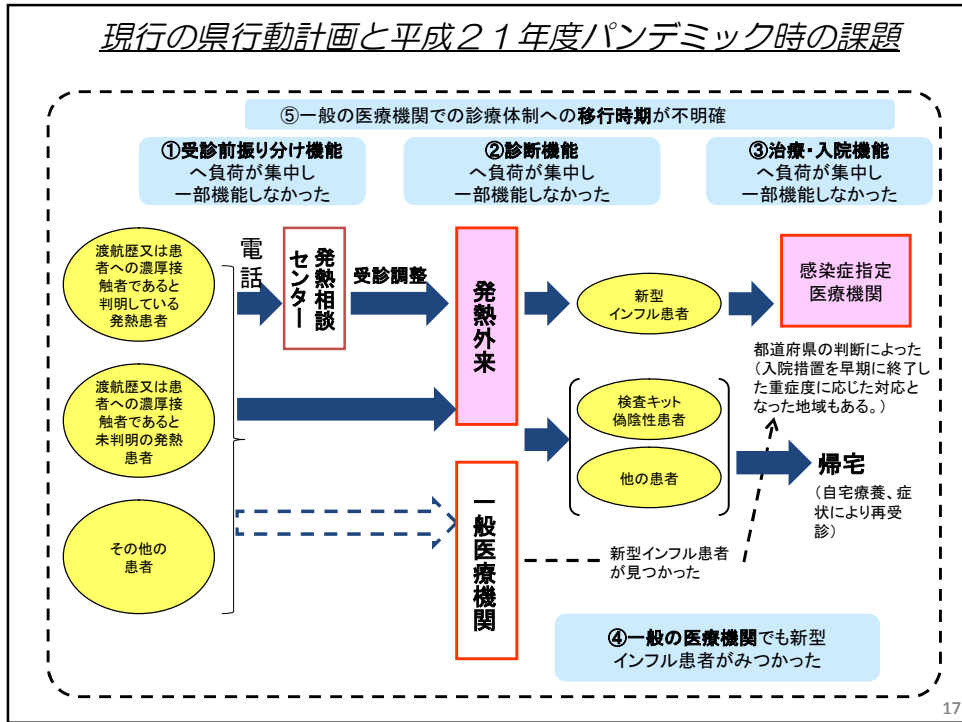
## 予防・まん延防止

- 新型インフルエンザウイルスの特性(病原性、感染力)に応じ対策を選択
- 目的、段階によって実施すべき対策を切り替え

対策区分		概要
水際対策		・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視
患者・濃厚接触者への対応		・帰国者・接触者外来の診療 ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・患者の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 ・患者の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化
活動の縮小等の要請	学校・保育施設	・臨時休業 ・入学試験の延期 等
	集会・興業施設	・活動の自粛
	事業者	・職場における感染予防策の徹底 ・有症の従業員の出勤停止・受診の勧奨 ・事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小
	公共交通機関等	・利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等
渡航の注意喚起		・渡航予定者に個人がとるべき対応、渡航延期勧告に係る情報提供等
在外邦人支援		・感染予防への注意喚起 ・感染が疑われたときの対応、帰国時の停留可能性の情報提供

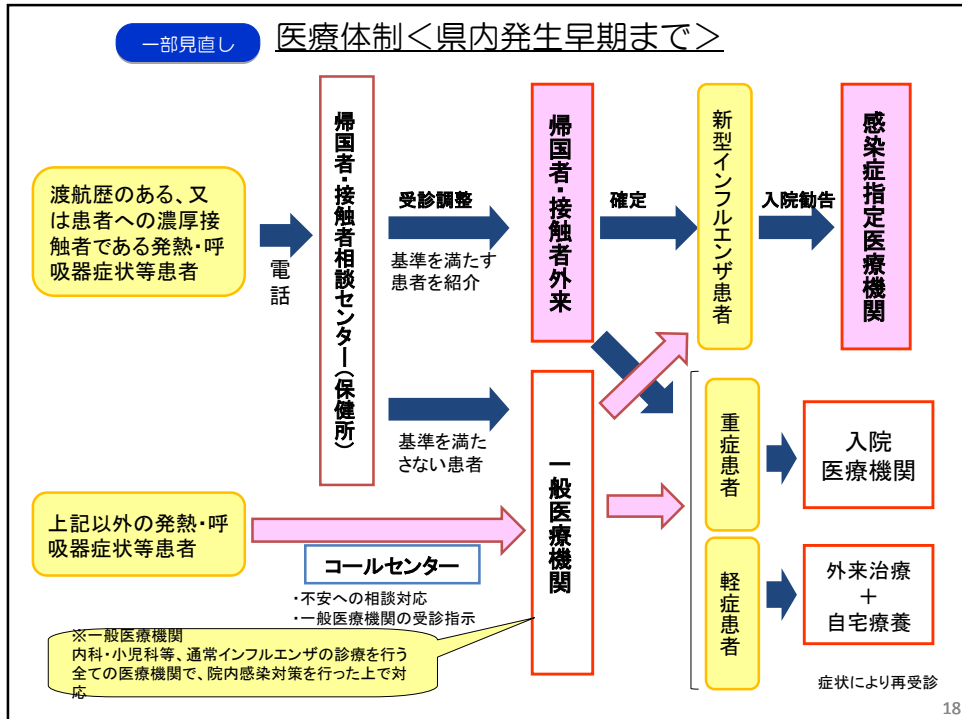


## 現行の県行動計画と平成21年度パンデミック時の課題



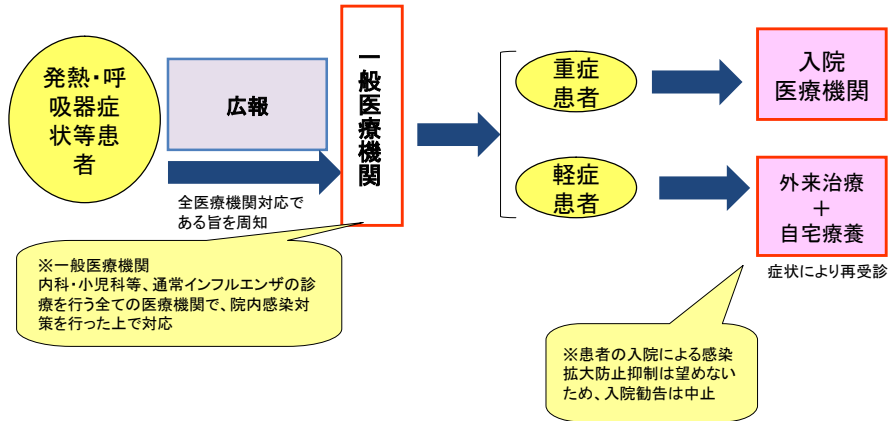
一部見直し

## 医療体制<県内発生早期まで>



一部見直し

## 医療体制〈県内感染期〉



19

## ワクチン

- 国が定めるワクチン接種体制を基に、市町村、医療機関、医薬品卸売業者等と実施体制について、協議・調整を行う。
- 実施主体となる市町村に対する支援を行い、県民に対しては、ワクチン接種に関する情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。

### 国が今後定めるワクチン接種体制

実施方法: 集団的な接種の実施、医療従事者等の確保、接種場所の設定、接種の周知方法等

接種順位: 新型インフルエンザ発生時の状況を想定し基本的考え方を策定

### ワクチンの区分

- **プレパンデミックワクチン**
  - ・鳥インフルエンザ(H5N1)を用い製造されたワクチンで、国により、ワクチン原液の製造、備蓄が進められている。
  - ・H5N1の新型インフルエンザの発生後に、パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者や社会機能維持に関わる者に接種。
- **パンデミックワクチン**
  - ・新型インフルエンザの発生後に、新型インフルエンザウイルスを用い製造されたワクチン。
  - ・製造され次第、国が定める優先順位に従い、全国民に接種。

20

## 社会・経済機能維持

対 応	国行動計画	県行動計画
社会機能の維持に関わる事業者に事業継続を要請 事業継続のための法令の弾力運用の通知	関係省庁	関係部局
製造・販売事業者・運送事業者等へ医薬品・食料品等の緊急物資 の円滑な流通や運送を要請	関係省庁	健康福祉部 商工労働部 農政部 環境生活部 関係部局
生活関連物資等の安定化のため、買占め等への監視、県民相談 窓口の設置	消費者庁 関係省庁	環境生活部 関係部局
事業継続に不可欠な重要業務への重点化を要請	関係省庁	関係部局
中小企業等の経営安定化に資する金融支援策	経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省	商工労働部 農政部 総務部 関係部局
社会的弱者(障がい者、高齢者等)への支援	厚生労働省	健康福祉部 関係部局
火葬炉の稼働、一時的な遺体安置施設等の確保を要請	厚生労働省	健康福祉部 関係部局
犯罪の予防・取り締まり	警察庁	警察本部

※下線部は今回追加

21